

C P S A 0 1 3 4



## 卓球台の認定基準及び基準確認方法

財団法人製品安全協会制定・21 安全業G第 65 号 2009 年 9 月 9 日

財団法人 製品安全協会

## 卓球台の認定基準及び基準確認方法

### 1 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレームを基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成された卓球台の安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。なお、ここでいう安全性品質とは、卓球台の使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

### 2 適用範囲

この基準は、卓球の試合、練習、体育活動、娯楽、家庭等で使用する屋内用の卓球台（以下「卓球台」という。）について適用する。

### 3 形式分類

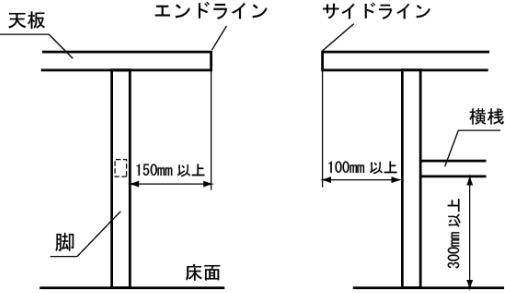
卓球台の形式は、次のとおりとする。

- ・セパレート式：天板が別々に分かれる構造のもの（付図1参照）
- ・一体式：天板が蝶番等でつながり一体となっている構造のもの（付図2参照）
- ・組立式：天板と脚部が分離できる構造のもの（付図3参照）

### 4 安全性品質

卓球台の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. 卓球台の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部の組み付けは確実で、緩み、がた等がないこと。</p> <p>(2) 仕上げは良好で身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(3) 可動部にボルト・ナット等による結合を行っている場合には、緩み止めの処置が施されていること。</p> <p>(4) 天板を畳んだ状態で移動、収納するものにあつては、容易に天板が開かない構造であること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 卓球台を使用状態にして、水平、平坦な床面に置き、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 折り畳んだ状態の天板最上部に、30Nの力を加えた時に、天板が開かないことを確認する。 なお、天板が自然に開かないようにするためのロック機構を有しているものは、ロックをした状態で確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(5) 脚の位置は、エンドライン側から150mm以上、サイドライン側から100mm以上内側に取り付けてあり、横棧は、床面から300mm以上離れていること。</p> <p>(6) キャスターを有しているものにあつては、車輪の直径はセパレート式では呼び径50mm以上、一体式では呼び径75mm以上のものを用いていること。          なお、キャスターは十分な強度を有していること。</p>	<p>(5) 図1に示す外脚の寸法について、スケール等により測定して確認すること。</p>  <p>図1 脚の位置</p> <p>(6) 車輪の直径については、スケール、仕様書等で確認し、キャスターについては仕様書等で許容荷重を確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
2. 安定性	<p>2. 卓球台の安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1)天板を畳んだ状態で移動、収納するものにあつては、傾斜安定性試験を行ったとき倒れないこと。</p> <p>(2)長手方向（エンドライン方向）の安定性試験を行ったとき、脚部の折り畳み、倒れ等がないこと。</p>	<p>2.</p> <p>(1)図2及び図3に示すように、天板を畳んだ状態の卓球台を傾斜台に設置し、10°に傾斜させて、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <div data-bbox="900 555 1289 846" data-label="Image"> </div> <p>図2 セパレート式の試験例</p> <div data-bbox="908 987 1321 1317" data-label="Image"> </div> <p>図3 一体式の試験例</p> <p>(2)図4及び図5に示すように、脚端部に当て板を当て、天板の長手方向から200Nの力を水平方向に加えて、目視により確認すること。</p> <div data-bbox="876 1760 1353 1944" data-label="Image"> </div> <p>図4 セパレート式の試験例</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(3) 横方向（サイドライン方向）の安定性試験を行ったとき、脚部の折り畳み、倒れ等がないこと。</p>	<div data-bbox="852 280 1385 495" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="924 517 1206 551">図5 一体式の試験例</p> <p data-bbox="873 663 1402 801">(3) 図6及び図7に示すように、脚部にあて板を当て、天板の横方向端部から200Nの力を水平方向に加えて、目視により確認すること。</p> <div data-bbox="924 819 1190 1151" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="924 1182 1291 1216">図6 セパレート式の試験例</p> <div data-bbox="868 1370 1366 1702" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="924 1738 1206 1771">図7 一体式の試験例</p>

項目	認定基準	基準確認方法
3. 耐荷重	3. 耐荷重試験を行ったとき、各部に外れ、破損、倒れ及び使用上支障のある変形等を生じないこと。	<p>3. 図8に示す天板の位置に、セパレート式及び組立式については質量40kg、一体式については質量80kgの重錘を、直径350mmの円形あて板を介してそれぞれ1分間加え、目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="916 591 1353 851" data-label="Image"> </div> <p>図8：天板への載荷位置</p>
4. 走行性	4. キャスターを有しているものにあつては、走行性試験を行ったとき、各部の外れ、倒れ等がないこと。	<p>4. 図9に示すように、8本の鋼線（呼び径で直径3.7mm）を50mm間隔に金網状にしたものを2つ路面に敷き、卓球台をサイドライン方向に2つの鋼線上を50回通過させて（往復25回）、目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="927 1249 1326 1599" data-label="Image"> </div> <p>図9：走行性試験</p>
5. 付属品	5. 付属品は、使用上の安全性を損わないものであること。	5. 傷害を与えるような、先鋭部、ばり、まくれ等の有無について目視、触感等により確認すること。

## 5. 表示及び取扱説明書

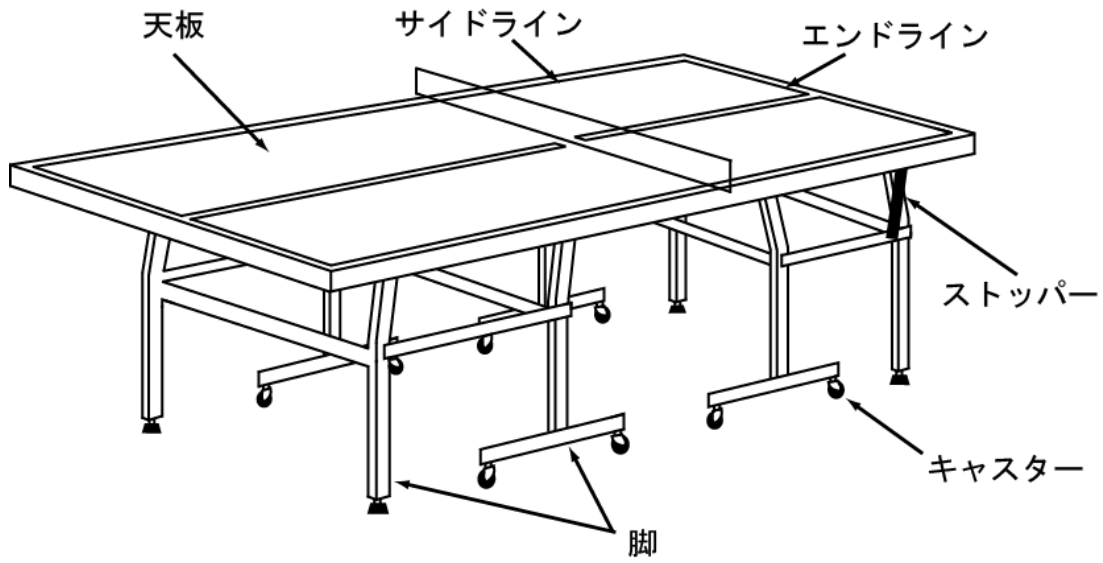
卓球台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 卓球台には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)から(8)は一般消費者が容易に認知できるよう見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用前に必ず点検をして使用すること。又破損した状態（特に、キャスターの破損や各部に緩み等がある場合）で使用しないこと。</p> <p>(4) 移動、設置、収納の方法、及びこれらの取り扱い方法。 設置及び収納については、同じ体力を持つ大人2人で行うこと。</p> <p>(5) 脚部の折り畳み防止のストッパーを有しているものは、設置するときは必ず脚部のストッパーをかけ、収納するときは外すこと。</p> <p>(6) 開閉時には連結部等に手を挟まないよう注意すること。</p> <p>(7) 天板の上に人がのったり、腰かけたりしないこと。また、天板上に重いものを載せないこと。</p> <p>(8) 屋内専用であり、屋外で使用しないこと。また、卓球以外の目的で使用しないこと。</p>	<p>1. 必要事項の有無は目視により確認し、表示の消えにくさは触感等により確認すること。</p> <p>(4) a) 設置、収納方法については、図を用いることが望ましい。 b) 大人の例示として15歳以上の説明を加えてもよい。</p> <p>(5) ストッパーについては、赤や黄色等の認知しやすい色を用いていること。また、設置時にストッパーをかけないときの危険性及び収納時にストッパーを外さないときの危険性について図で示すこと。</p>

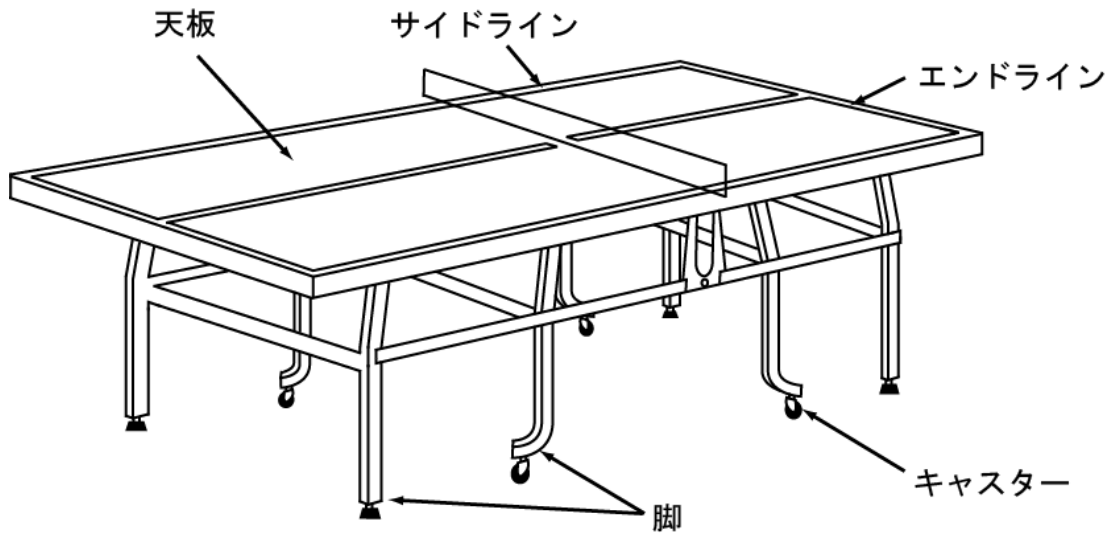
項目	認定基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 卓球台には、次に示す趣旨の一般の使用者向けの項目が記載された取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない項目は、省略してもよい。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(3)、(4)、(5)については、安全警告標識(!)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>ただし、以下の各項が容易に消えない方法で表示しているものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2)各部の名称(図で示すこと。)</p> <p>(3)移動、設置、収納の方法</p> <p>(4)安全点検は、点検表に従って行うこと。また、必要に応じて修理又は交換を行うこと。</p> <p>(5)保管方法及び手入れ方法</p> <p>(6)SGマーク制度は、卓球台の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p> <p>(7)製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>また、管理者向けの点検表を添付すること。</p> <p>(4)点検表を添付し、点検表には各部の点検箇所、点検内容、点検時期等について記載すること。</p>



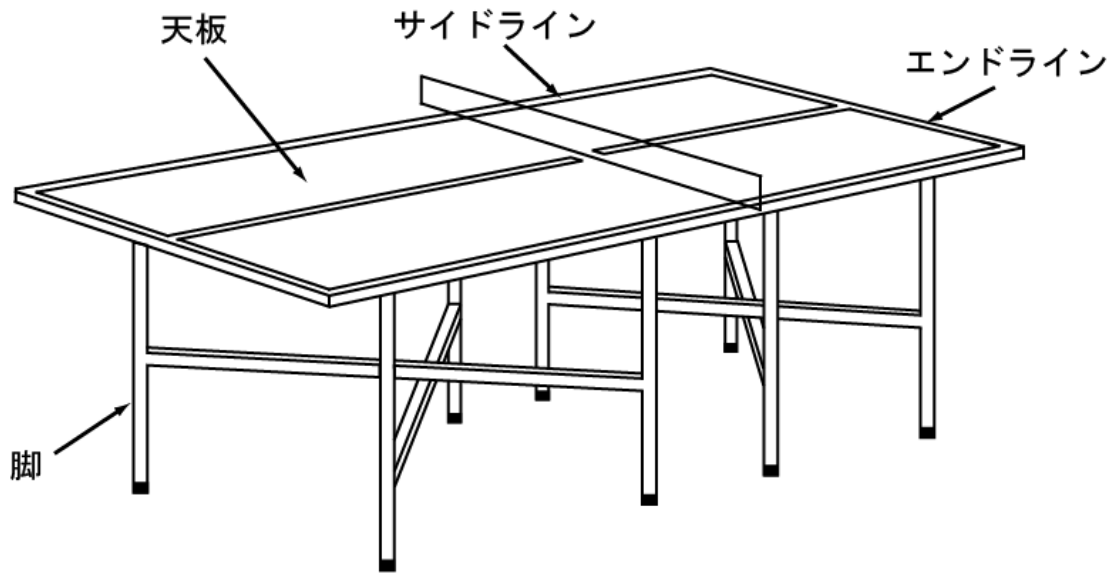
(参考図)



付図1 セパレート式



付図2 一体式



付図3：組立式